

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書(交付)を行うことがあります。



保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。
 国民健康保険(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でも既に退院された場合には適用されませんので、事前に申請を。



適用期間 申請月の1日～平成29年7月31日
 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、年金証書(高齢福祉年金受給者のみ)、過去1年間の入院領収書、個人番号カードか通知カード
 国民健康保険課、各総合支所市民生活課

合支所市民生活課、本庁の各支所へ
 国民健康保険課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民年金の相談会(総合支所管内)

所 菊川総合支所 10月20日、12月15日、2月16日
 支所 9月23日、11月25日、1月27日、3月24日
 豊浦総合支所 9月20日、11月15日、1月17日、3月21日
 豊北総合支所 9月21日、10月27日、11月24日、12月22日、1月26日、2月23日、3月23日
 時間 午前10時～午後4時
 下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課



合同無料相談

10月5日(水) 午前9時～午後3時
 所 市役所本庁舎本館1階ロビー
 司法書士、土地家屋調査士、公証人、行政書士、社会保険労務士、税理士による合同無料相談会
 市民文化課(☎231-1830)



行政書士無料相談会

9月7日(水) 午前9時30分～午後3時30分
 所 長府公民館
 国民健康保険課、各総合支所市民生活課

9月の総合相談(心配ごと相談)

下表の通り
 ▷社会福祉協議会=午前10時～午後3時
 ▷社協各支所=午前10時～正午
 ※社協豊田支所の年金相談は午後4時まで

①社会福祉協議会(☎232-2003)
 ②社協菊川支所(☎287-4480)
 ③社協豊田支所(☎766-3356)
 ④社協豊浦支所(☎774-1122)
 ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
1	彦島公民館/国・行	①
7	社会福祉センター/国・囚	
8	長府東公民館/国・行	
	川中公民館/国・行	
15	安岡公民館/国	
21	社会福祉センター/国・囚・行・社	②
29	小月公民館/国	
	勝山公民館/国・行	
12	菊川町総合福祉会館/囚・問・行	③
23	社協豊田支所/囚・行・問	④
20	川棚公民館/囚	
20	豊浦総合支所/行	⑤
20	豊北保健センター/国・囚・行	

国…民生児童委員 囚…年金事務所
 行…行政相談委員 囚…人権擁護委員
 問…司法書士 社…社会保険労務士

司法書士無料成年後見相談会

成年後見に関する相談について、相談者の希望日時・場所(山口県内)に相談員(司法書士)が訪問し、相談を受けます。※要予約
 ①認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方
 ②将来、判断能力がなくなったらどうしようかと不安がある方
 ③これらの方を支える家族、支援者、福祉関係者など
 9月1日～30日の平日
 9月30日(金/必着)までに、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時に電話で予約するか、はがき、



全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

山口地方法務局と山口県人権擁護委員連合会は、高齢者や障害者をめぐる人権問題で悩んでいる方の電話相談を時間延長して受け付けます。※相談無料、秘密厳守
 9月5日～11日
 平日 午前8時30分～午後7時
 土・日曜日 午前10時～午後5時
 相談電話番号 0570-003-110(全国統一番号)
 山口地方法務局人権擁護課(☎083-922-2295)

弁護士無料法律相談

豊浦総合支所 9月16日(金) 午後1時～4時
 9月1日～16日に、電話で豊浦総合支所(☎772-4018)へ。
 市民相談所 毎週月・木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 ※祝日休み
 12人相談日の1週間前から直接か電話で予約を※職員による一般相談も平日(午前8時30分～午後4時30分)に実施
 市民相談所(☎231-3730)



スズメバチに注意を!!

8月から10月はスズメバチの活動が活発となります。巣を見つけ



たら、危険ですので近付かないようにしましょう。駆除は専門業者に依頼してください。※市では駆除や薬剤の配布などはしていません
園生活衛生課(☎231-1540)

9月の臨時休館・休場日

●証明書コンビニ交付の一時休止
●9月3日(土)午前6時30分～午後1時(停電のため)
●市民サービス課(☎231-1190)
●サングリーン菊川(☎9月6日～8日(設備点検等実施のため))
●園サングリーン菊川(☎287-1760)

●新下関市場(☎9月7・28日、日曜日・祝祭日)
●園青果市場室(☎256-0277)
●唐戸市場(休場日はありません)
●園市場流通課(☎231-1440)

●しものせき市民活動センター(☎9月11日(日)※定期清掃のため)
●園しものせき市民活動センター(☎231-1826)

マイナンバーカードの申し込みをされた方へ



マイナンバーカードの交付準備ができた方には、順次「個人番号カード交付通知書」(はがき)を送付しています。交付場所に電話予約の上、通知書に記載されている必要書類を持参してください。交付には30分程度かかります。カード申請が大変多く、現在平成

28年3月中旬までに申請された方に通知書を送付している状況です。
園市民サービス課(☎231-1190)

9月9日は救急の日



いざという時、慌てないよう、医療機関の上手な利用方法や救急医療の理解を深めておきましょう。
▽掛かりつけの医師を持つ
▽救急車の安易な利用は避ける
▽正しい応急手当の方法を身に付ける
●急病になったら
休日や夜間の急病は、掛かりつけ医や、日曜・祝日当番医、夜間急病診療所などへ相談を。※市報32ページや市ホームページに掲載。掲載していない診療科目・時間は、救急医療機関案内サービス(☎0120-379-907、☎233-9119(ダイヤル式))の利用を
園保健医療課(☎231-1711)

社会生活基本調査のお願い

総務省統計局(山口県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。
この調査では、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨を理解していただき、回答をお願いします。

調査対象地区は、次の地区の一部です。上田中町三丁目、竹崎町一丁目、中央町、汐入町、幡生町二丁目、椋野町一丁目、大学町四丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島本村町五丁目、七丁目、彦島西山町二丁目、川中豊町七丁目、綾羅木本町八丁目、一の宮町四丁目、一の宮本町二丁目、秋根上町二丁目、大字田倉(田倉町)、安岡町四丁目、大字吉田(吉田六区町)、王司上町一丁目、長府松小田北町、長府安養寺一丁目、長府浜浦南町、菊川町大字吉賀字植松、豊浦町大字川棚字北村、豊浦町豊洋台二丁目、豊北町大字神田字特牛

※不明な点などは、山口県統計分析課人口統計班(☎083-9332650)まで問い合わせてください
園総務部総務課(☎231-2413)

9月は「船員労働安全衛生月間」

海上での船員労働安全衛生思想の普及や、船舶所有者・船員による自主的な安全衛生活動の促進により、船員災害の防止を図ることを目的としています。
平成28年度は「持ち越さずその都度改善 危険箇所」のスローガンの下、訪船指導などにより、安全・衛生意識のさらなる高揚を図るなど、各種行事・活動が行われます。※詳細は下関船員労働安全衛生協議会(☎266-7151)へ
園水産課(☎231-1273)

市立小学校に入学を希望する外国人の方は申請を



園来春、市立の小学校に入学を希望する外国人の方(園入学希望者の在留カードか、特別永住者証明書) 申9月1日～30日に、学校教育課、各教育支所、市民サービス課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
園学校教育課(☎231-1570)

秋の全国交通安全運動



園9月21日～30日
園運動の重点目標
▽子どもと高齢者
▽交通事故防止
▽反射材とハイビームの活用促進による夕暮れ時と夜間の交通事故防止
▽後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
▽飲酒運転の根絶
▽スピードダウンの推進
園防災安全課(☎231-9333)

建築士による住宅無料相談会、耐震診断説明会



園木造一戸建て住宅の所有者 回9月3日(土) 園相談会(午前10時～午後4時) 園説明会(午後1時30分～2時30分) 園彦島公民館 園住宅無料相談会(耐震、維持管理、リフォームについて相談) 園231-1256

ムについて相談
▽耐震診断説明会(耐震診断・改修についてわかりやすく説明) 園相談会(自宅の図面(耐震診断希望者のみ)) 園まちなみ住環境整備課 (☎231-1941)

空き家説明会・無料相談会



園空き家の所有者など 回9月17日(土) 園説明会(午後1時30分～2時) 園相談会(午後2時～4時) 園長府東公民館 園空き家説明会(空き家に関する補助、空き家を放置した場合の不利益などについての説明) 園無料相談会(空き家や敷地の利活用について、宅地建物取引士が個別相談に応じます) 園まちなみ住環境整備課 (☎231-1941)

森林の土地の所有者となった方は届け出が必要

園個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方 ※国土利用計画法に基づき届け出を提出した場合は不要 回土地の所有者となった日から90日以内 園農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課へ。※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからダウンロード可 園農林整備課(☎231-1256)

イベント

スポーツ

講座

募集

保健

子ども

福祉・医療

保険・年金

相談

お知らせ